

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

7-32 ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能
7-32-1 性能要件 (書面等による審査)

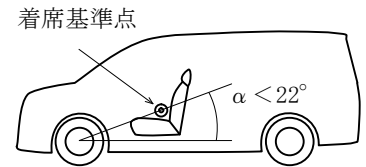
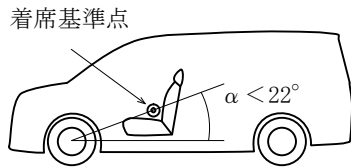
8-32 ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能
8-32-1 性能要件 (視認等による審査)

(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し書面その他適切な方法により審査したときに、UN R135-01-S2 の 5. (5.5. を除く。) に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条第 5 項関係、細目告示第 22 条第 11 項及び第 12 項関係、細目告示第 100 条第 14 項及び第 15 項関係)

(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第 18 条第 5 項関係、細目告示第 178 条第 11 項及び第 12 項関係)

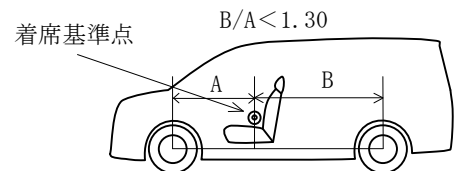
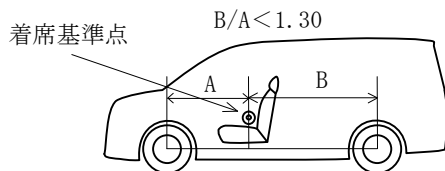
- ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの
- ② 貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当しないもの
 - ア 前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22° より小さいもの
(参考図 (ポールとの側面衝突の適用対象))

- ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの
- ② 貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当しないもの
 - ア 前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22° より小さいもの
(参考図 (ポールとの側面衝突の適用対象))



イ 運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 未満のもの
(参考図 (ポールとの側面衝突の適用対象))

イ 運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 未満のもの
(参考図 (ポールとの側面衝突の適用対象))



- ③ 車両総重量 3.5t を超える自動車
- ④ ①から③の自動車の形状に類する自動車
- ⑤ 二輪自動車
- ⑥ 側車付二輪自動車
- ⑦ 三輪自動車
- ⑧ 大型特殊自動車
- ⑨ 被牽引自動車

- ③ 車両総重量 3.5t を超える自動車
- ④ ①から③の自動車の形状に類する自動車
- ⑤ 二輪自動車
- ⑥ 側車付二輪自動車
- ⑦ 三輪自動車
- ⑧ 大型特殊自動車
- ⑨ 被牽引自動車

(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

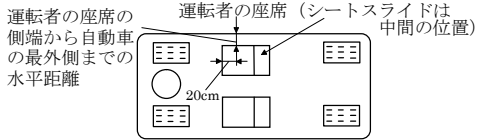
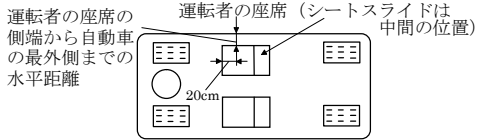
(2) 車枠及び車体の側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

ただし、7-12-1-2 (1) が適用される自動車のテルテルの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 100 条第 14 項関係)

ただし、7-12-1-2 (1) が適用される自動車のテルテルの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 178 条第 11 項関係)



- ① 運転者室及び客室を取囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体
- ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>特定共通構造部に備えられているポールとの側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたポールとの側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体</p> <p>④ 試験成績書(写しをもって代えることができる。)により(1)の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>(3) 4-18ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第100条第16項関係)</p> <p>① 次に掲げる全ての事項に該当するもの</p> <p>ア 運転者席(当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。)の座席最側端(座席の中央部の前縁から、奥行の方向に20cm離れた位置において、奥行の方向と直角に測定した座席の両端縁の端部)からその位置における車両最外側までの水平距離が130mm以上であるもの (参考図)</p>  <p>イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の側方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの</p> <p>② FMVSS 214に適合するもの</p> <p>7-32-2 欠番 7-32-3 欠番 7-32-4 適用関係の整理 [ポールとの側面衝突の適用除外] (1) 次に掲げる自動車については、7-32-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第15条第24項関係)</p> <p>① 平成30年6月14日以前に製作された自動車 ② 平成30年6月15日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの</p> <p>ア 平成30年6月14日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車 イ 平成30年6月15日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成30年6月14日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分(乗員保護装置を含む。)のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>[ポールとの側面衝突の旧基準適用] (2) 次に掲げる自動車については、7-32-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第15条第25項関係)</p> <p>① 令和5年1月19日以前に製作された自動車</p>	<p>① 次に掲げる全ての事項に該当するもの</p> <p>ア 運転者席(当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。)の座席最側端(座席の中央部の前縁から、奥行の方向に20cm離れた位置において、奥行の方向と直角に測定した座席の両端縁の端部)からその位置における車両最外側までの水平距離が130mm以上であるもの (参考図)</p>  <p>イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の側方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの</p> <p>② FMVSS 214に適合するもの</p> <p>8-32-2 欠番 8-32-3 欠番 8-32-4 適用関係の整理 [ポールとの側面衝突の適用除外] (1) 次に掲げる自動車については、8-32-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第15条第24項関係)</p> <p>① 平成30年6月14日以前に製作された自動車 ② 平成30年6月15日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの</p> <p>ア 平成30年6月14日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車 イ 平成30年6月15日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成30年6月14日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分(乗員保護装置を含む。)のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>[ポールとの側面衝突の旧基準適用] (2) 次に掲げる自動車については、8-32-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第15条第25項関係)</p> <p>① 令和5年1月19日以前に製作された自動車</p>

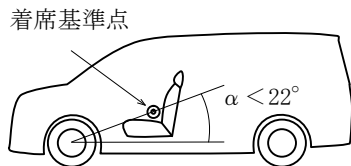
第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>② 令和5年1月20日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和5年1月19日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 令和5年1月20日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、令和5年1月19日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>(3) 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、7-32-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第31項関係）</p> <p>[ポールとの側面衝突の適用除外]</p> <p>7-32-5 従前規定の適用①</p> <p>次に掲げる自動車については、自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合における乗車人員の保護性能に係る基準は適用しない。（適用関係告示第15条第24項関係）</p> <p>① 平成30年6月14日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成30年6月15日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの</p> <p>ア 平成30年6月14日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 平成30年6月15日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成30年6月14日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>[ポールとの側面衝突の旧基準適用]</p> <p>7-32-6 従前規定の適用②</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第15条第25項関係）</p> <p>① 令和5年1月19日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和5年1月20日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和5年1月19日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 令和5年1月20日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、令和5年1月19日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>7-32-6-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し書面その他適切な方法により審査したときに、UN R135-00の5.（5.5.を除く。）に適</p>	<p>② 令和5年1月20日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和5年1月19日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 令和5年1月20日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、令和5年1月19日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>(3) 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、8-32-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第31項関係）</p> <p>8-32-5 従前規定の適用①</p> <p>7-32-5の規定を適用する。</p> <p>8-32-6 従前規定の適用②</p> <p>7-32-6の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

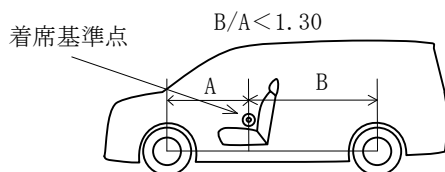
第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

合するものでなければならない。

- ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの
- ② ①の自動車の形状に類する自動車
- ③ 貨物の運送の用に供する自動車であって次に掲げる自動車以外のもの
 - ア 車両総重量 3.5t 以下であり、かつ、前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22° より小さいもの
(参考図)



- イ 車両総重量 3.5t 以下であり、かつ、運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 未満のもの
(参考図)



- ④ ③の自動車の形状に類する自動車
 - ⑤ 二輪自動車
 - ⑥ 側車付二輪自動車
 - ⑦ 三輪自動車
 - ⑧ 大型特殊自動車
 - ⑨ 被牽引自動車
- (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
- ① 運転者室及び客室を取囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体
 - ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているポールとの側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体
 - ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたポールとの側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体
 - ④ 試験成績書(写しをもって代えることができる。)により (1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体
- (3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-32-1 (3) の規定を適用する。

【テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前】
7-32-7 従前規定の適用③

【テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前】
8-32-7 従前規定の適用③

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 31 項関係)</p> <p>7-32-7-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 7-32-1 (1) に同じ。</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 7-32-1 (2) ①に同じ。</p> <p>② 7-32-1 (2) ②に同じ。</p> <p>③ 7-32-1 (2) ③に同じ。</p> <p>④ 7-32-1 (2) ④に同じ。</p> <p>(3) 7-32-1 (3) に同じ。</p>	<p>平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 31 項関係)</p> <p>8-32-7-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 8-32-1 (1) に同じ。</p> <p>(2) 車枠及び車体の側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p>